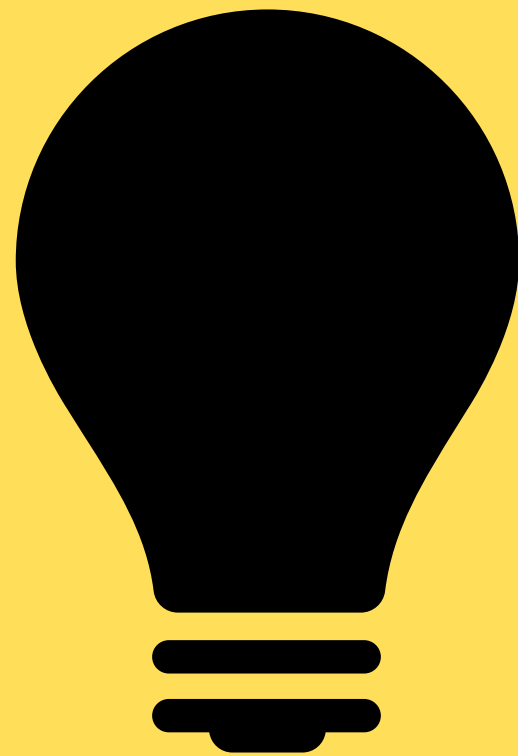


物価高騰の影響を受けた町内事業者を支援します!

# 五霞町中小企業等に対するエネルギー 価格高騰対策交付金



電気



ガス



ガソリン



軽油・重油・灯油

給付額

## 一律 40,000円

※予算の範囲内で交付します。

給付対象者

令和8年1月1日(基準日)時点において、町内に本店を有している中小企業者等、  
または町内に主たる事業所を有している個人事業主。

※中小企業等とは、中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者で、主たる事業が  
農業、林業、漁業は含まれません。

令和7年4月から令和8年3月までの連続する3か月において  
電気/ガス/ガソリン/軽油/重油/灯油の合計額が10万円以上

受付期間

## 2026.2.1(日) >>> 2026.8.31(月)

申込方法

オンラインまたは郵送

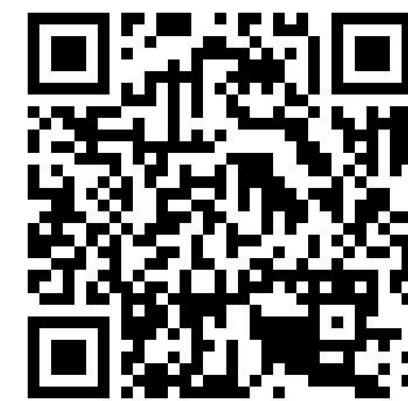
オンライン

右記二次元コードからホームページへアクセスし、  
申請を行ってください。

郵送

〒306-0392  
茨城県猿島郡五霞町小福田1162-1

五霞町役場 産業課 商工観光係 宛



問合せ先

五霞町役場 産業課 商工観光係

☎0280-84-2582

※受付時間:9:00から17:00まで(土日祝日を除く)

## ■ 主な提出書類

その他書類が必要な場合もありますので、詳細は町公式HPで必ずご確認ください。

提出書類	法人	個人 事業主
1 五霞町中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策事業 交付金申込書兼申請書 <span style="float: right;">様式第1号</span>	○	○
2 誓約書・同意書 <span style="float: right;">様式第2号</span>	○	○
3 対象となる費用(電気/ガス/ガソリン/軽油/重油/灯油) の領収書等	○	○
4 ①直近の法人税の確定申告書別表一の控え ②直近の法人事業概況説明書の控え	○	—
5 青色申告の場合(令和6年度) ①所得税確定申告書第一表の控え(1枚目) ②所得税の青色申告決算書の控え(1枚目と2枚目)  白色申告の場合(令和6年度) ①所得税確定申告書第一表の控え(1枚目) ②所得税の収支内訳書の控え(1枚目と2枚目)	—	○
6 申込者本人名義の国民健康保険の加入状況の分かるもの 資格情報のお知らせ(資格情報通知書)または資格確認書	—	○
7 通帳表紙の裏面またはキャッシュカードの写し等	○	○

(○:要提出 —:提出不要)

## ■ 対象となる費用(電気・ガス・ガソリン・軽油・重油・灯油)の領収書等とは？

1. **対象となる費用**を 2. **実際に支払ったことが分かる書類**が必要です。

※1枚の書類で 1.と 2.の両方が確認できる場合は、1枚で構いません。

### 1.対象となる費用が分かる書類

利用額 利用者 利用月 品目 利用会社 の表記のある書類

例) 請求書(内訳書)、検針票、Web利用明細

### 2.実際に支払ったことが分かる書類

例) 領収書、通帳の写し(引落額記載部分)、カード利用明細(利用額記載部分)、支払証明書

※Web上の画面コピーや写真でも、金額が分かるものであれば結構です。

#### ■口座振替の場合の例

請求書(対象となる費用の額が内訳で分かるもの)+引落しの記載のある部分や通帳の写し

#### ■カード決済の場合の例

請求書(対象となる費用の額の内訳で分かるもの)+請求額の記載のある部分のカード利用明細